六　提出貨物が法第五条第九項の規定により廃棄その他の処分をすることができるものであるときは、その旨

七　前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官又は税関長が必要と認める事項

（北朝鮮への輸出を防止する措置）

第三条　法第五条第三項第二号に規定する国土交通省令・財務省令で定める北朝鮮への輸出を防止するための措置は、提出貨物を我が国に引き取るようにすることその他海上保安庁長官又は税関長が適当であると認める措置とする。

（提出貨物の返還の申出）

第四条　法第五条第三項第二号の規定により提出貨物の返還を受けようとする者は、第二条第一号から第三号までに掲げる事項及び前条に掲げる措置の具体的内容を記載した申出書を当該提出貨物を海上保安庁長官が保管している場合にあっては海上保安庁長官に、税関長が保管している場合にあっては税関長に提出しなければならない。

2　前項の申出書には、北朝鮮への輸出を防止するための措置を講じていることを証するに足りる書類その他の関係書類を添付しなければならない。

（提出貨物の返還の公告事項）

第五条　法第五条第四項において準用する同条第二項に規定する国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　提出貨物が法第五条第三項第一号に該当することとなったこと

二　第二条第一号から第三号までに掲げる事項

三　法第五条第十項の規定によりこの公告をした日から起算して一年を経過してもなお提出貨物の返還を受けるべき者若しくはその者の所在が判明しないこと又はその者が提出貨物の引取りをしないことにより提出貨物を返還することができないときは、当該提出貨物の所有権は国に帰属する旨

四　前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官又は税関長が必要と認める事項

（提出貨物の売却の方法）

第六条　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第一項に規定する国土交通省令・財務省令で定める北朝鮮への輸出を防止するための措置は、提出貨物を我が国に引き取るようにすることその他海上保安庁長官又は税関長が適当であると認める措置とする。

（一般競争入札の公示事項）

第七条　令第三条第三項に規定する国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　提出貨物の品名及び数量

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三　契約条項を示す場所

四　競争執行の場所及び日時

五　保証金に関する事項

六　前条に規定する措置を講ずることができないときは入札を無効とする旨

七　前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官又は税関長が必要と認める事項

（指名競争入札の通知事項）

第八条　令第三条第四項に規定する国土交通省令・財務省令で定める事項は、前条第一号及び第三号から第七号までに掲げるものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項、第四項、第六項及び第七項、第十条第二項、第十一条第五項及び第六項、第十二条第一項、第十三条第二項並びに第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この省令を制定する。

平成二十二年六月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第一条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項第一号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　水域の占用の目的

二　水域の占用の期間

三　水域の占用の場所

四　水域の占用の方法

2　法第九条第一項第二号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　土砂の採取の目的

二　土砂の採取の期間

三　土砂の採取の場所

四　土砂の採取の方法

五　土砂の採取量

3　法第九条第一項第三号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　行為の目的

二　行為の内容

三　行為の期間

四　行為の場所

五　行為の方法

（水域の占用等の許可をしてはならない水域施設）

第二条　法第九条第四項の国土交通省令で定める水域施設は、航路、泊地及び船だまりとする。

（占用料及び土砂採取料の基準）

第三条　法第九条第六項の占用料又は土砂採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土砂採取料等を考慮して国土交通大臣が定めるものとする。

2　国土交通大臣は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料及び土砂採取料を減額し、又は免除することができる。

（過怠金）

第四条　国土交通大臣は、偽りその他不正の行為により法第九条第六項の占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額の過怠金を徴収するものとする。

（放置等を禁止する物件の指定又はその廃止の公示）

第五条　法第十条第二項の規定による物件の指定又はその廃止の公示は、官報又は新聞紙に掲載するほか、法第九条第一項の規定により公告されている水域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

2　前項の指定の公示は、当該公示に係る指定の適用の日の十日前までに行わなければならない。ただし、緊急に物件の指定の適用を行わなければ特定離島港湾施設（法第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。）の存する港湾の利用又は保全に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第六条　法第十一条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　工作物等（法第十一条第一項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量

二　工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

三　工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四　前三号に掲げるもののほか、工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第七条　法第十一条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所に掲示すること。

二　前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第十一条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を官報又は新聞紙に掲載すること。

2　国土交通大臣は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、第一号様式による保管した工作物等一覧簿を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第八条　法第十一条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事項を勘案してするものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。